

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スタッフ

特集Ⅰ

暑さ本番！ 熱中症予防へ厳戒態勢を

暑熱時は連続作業を短縮——中災防シンポ

「バスターズ」が飲料配布——竹中工務店大阪本店

水分摂取の心得教える——目造協

特集Ⅱ

「がん」を持っても働ける

治療しながら勤務する仕組みづくり

佐々木美奈子・錦戸典子


スポット

「自主保全士」の養成が急務に

日本プラントメンテナンス協会

WEB版はカラーでご覧になれます!!

WEB登録(無料)のお問い合わせは

 0120-972-825

メルマガも配信中です!

No.2236

2015

6 / 15



社労士が教える

労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人SRRアップ
熊谷社会保険労務士事務所

東京会

所長

熊谷 祐子

昼食後に点呼で移動中、車体に接触して転倒

■ 災害のあらまし ■

鉄道車両の保守工事を行う現場（保守車両基地内）において、保線保守車両（検測車）の整備作業に従事しているときに発生した事故である。

鉄道関連会社B社に入社したばかりの新入社員Aは、他の社員とともに上司の指導を受けながら作業に当たっていた。ちなみにAは、現場に出るのは入社して2日目だった。当日の服装は、安全靴に作業服、それに安全チョッキと呼ばれる蛍光色のチョッキ、手には軍手、そして頭にはヘルメットを着用していた。

整備作業を行う保守車両基地は雨風から守るため、外部を屋根のある建物で覆われているが、その周辺には通常の旅客車両が通る線路がある。作業員の身を守るためと、鉄道車両の運行を妨げないようにするため、作業中でも車両が近くを通行する場合は、運転手に見えるように手を上げなければならない。「自分は、車両が近づいたことを認識しています」ということを知らせる合図である。そのほかにも立ち入ってはいけない場所、やってはいけないことなど制約も多かったが、B社は、現場に出る前の安全衛生教育を徹底していなかった。

全員で昼食を済ませ、1時間の休憩時間も終わりに近づいた頃、少し離れた所にいた上司が突然「集合！」と声をかけた。若干時間が早かったが、午後の作業前の点呼と午後の作業確認のためだった。うたた寝をしていたAは、「遅れてはいけない」と走って近づいた。

そのとき、整備していた車両の車体部分をくぐり抜けようとしたAのヘルメットが、車体の一部に接触してしまった。勢いあまったのか、接触した衝撃からか、その

第197回

弾みで足も滑らせてしまい、その場に転倒してしまいました。

車両の保守整備には、汚れ落としや潤滑油、錆を防ぐために「グリス」と呼ばれる半固形タイプの油や工業用油をよく使用する。そのため、安全靴の裏に油がついて転倒の原因になることがあり、Aの安全靴にも付着していたものと思われる。

Aは、少しの間ではあるが脳震盪を起こしたようであった。

すぐに病院に搬送され、精密検査の結果、幸いにも大事には至らず軽度の首の捻挫と打撲により全治2週間と診断された。

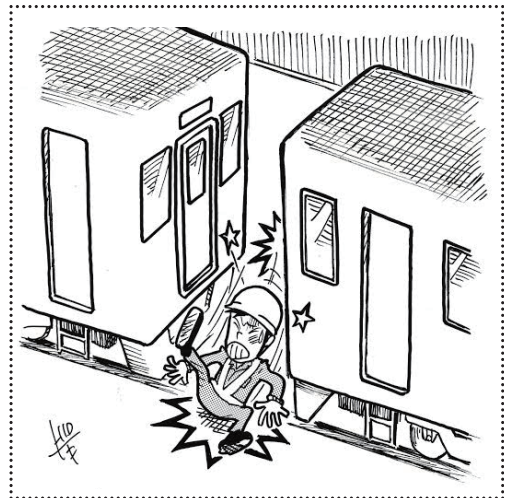
■ 判断 ■

昼食後の休憩時間中の行動に関しては、労働者の私的行為といえるが、上司の命令に従って行動したと捉えることができるとして、業務起因性が認められ、**業務上災害**として認定された。

■ 解説 ■

通常、休憩時間中の労働者の行動については、「事業主の支配下でない」と解されている。しかし、昼食をとった場所は、整備作業を行っていた現場の周辺であり、少なくとも「事業主の支配下にあり、かつ、管理下にあるが、業務には従事していない場合」に該当する（業務遂行性がある）。また、上司の指示によって「午後の作業前の点呼と午後の作業確認のため」呼び出されたこと（業務起因性がある）を踏まえると、「私的行為または恣意的行為が原因となって災害が発生した場合」とはいえないため、業務上災害に該当する。

今回のケースは、それに加えて事業者側の責任も否定しきれない。工事などの現場に出動させる前に、会社は安全衛生教育を



行わなければならないが、災害の態様を見ると、これが適正に行われていなかった疑いが残る。

ヘルメットを着用したときに、何も被っていないときに比べて周囲にぶつかる、という経験をしたことがある人は多いと思う。頭部を保護する安全のために被っているはずのヘルメットだが、慣れないとなぜかやたらとぶつかる。自分の身長プラス α の高さと、プラス α の幅になれないからだ。このことを念頭に行動する必要性を周知すべきだろう。事業主には安全配慮義務といって、労働者が安心して労働することができるようにする義務が課せられている。危険を伴う薬品の使用や機械の取り扱いのほか、作業環境も含まれる。最近では、精神衛生面について問われることも多い。

「油で床が滑ることがあるため、走ってはいけない」「ヘルメットの高さの分だけ身長が高くなっていること」、少なくともこの2点を確実に伝えていれば今回の事故は起きなかったものと思われる。

もし、頭を強く打ってしまい、ムチうち症や高次機能障害など、外傷性後遺症を引き起こしていた場合には障害を負う可能性もあるので注意したい。